



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1285	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
1286	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	1
1287	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
1288	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
1289	〃	( " ).....	3
1290	土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	4
1291	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1292	道路の位置の指定の変更	( " ).....	4

### ○ 人事委員会告示

11	令和2年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施	.....	5
----	-------------------------------	-------	---

### ○ 選挙管理委員会告示

43	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	7
44	政治団体の解散の届出	.....	8
45	政治団体の設立の届出	.....	8

### ○ 収用委員会告示

1	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	9
2	〃	.....	10

### ○ 監査公表

監査公表第25号	.....	10
----------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30716014 90	株式会社楽	楽訪問介護事業所	和歌山県有田郡有田川町徳田250番地4	訪問介護	令和 2.10.1	令和 8.9.30

### 和歌山県告示第1286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の

規定に基づき公示する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30625901 16	医療法人北斗大洋会	訪問看護ステーションすずらん	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	訪問看護	令和 2.10.1	令和 8.9.30
				介護予防訪問看護	令和 2.10.1	令和 8.9.30

### 和歌山県告示第1287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス御坊湯川店  
和歌山県御坊市湯川町財部字神田230番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,538㎡
- 6 駐車場の収容台数  
60台
- 7 駐輪場の収容台数  
18台
- 8 荷さばき施設の面積  
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
8.4㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所（敷地東側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
令和2年8月31日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和2年10月6日から令和3年2月8日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
檜杖1（I-2006）、檜杖2（I-2007）、南檜杖（II-8051）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西の谷（5-385-1-029）、井戸谷（5-385-1-030）、原の谷（5-385-2-031）、原日浦2（Ⅱ-4322）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪（5-386-2-002）、坂野川2・坂野川（Ⅰ-3992）、坂野川3・坂野川（Ⅰ-3993）、坂野川6（Ⅱ-4366）、愛口（Ⅰ-1073）、早藤5（Ⅱ-4196）、堂ノ前・霧谷（Ⅰ-1056）、北谷2（Ⅰ-1065）、梅坂（Ⅰ-1066）、下越方（Ⅰ-1069）、阿田木（Ⅰ-3997）、皆瀬打尾（Ⅰ-3998）、皆瀬皆瀬・下郷原（Ⅱ-4427）、皆瀬（101）（Ⅱ-50252）

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3511	紀の川市西大井字波分185番4の一部、187番1の一部、188番の一部、189番1の一部、189番2の一部、189番4の一部、189番5の一部、水路	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	令和 2.9.23	6.00	89.08

和歌山県告示第1292号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により令和2年3月19日に指定した道路の

位置を、次のとおり変更した。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更した 道路の指 定番号	指 定 位 置		申 請 者 所 名 住 氏	変 更 年 月 日	道 路		
					幅 員 メートル		延 長 メートル
	変更前	変更後			変更前	変更後	
3506	紀の川市打 田字小門609 番1の一部、 水路	紀の川市打 田字小門609 番4の一部、 609番10、水 路	紀の川市桃山町元156番 地1 船木孝明	令和 2.9.18	6.00 5.86~6.26	6.00 6.00~6.26	1.84 42.91

## 人事委員会告示

## 和歌山県人事委員会告示第11号

令和2年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和2年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

## 令和2年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	5人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	3人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
林学職	4人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

## 2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ 平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

## 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	（教養試験、専門試験、 適性検査） 令和2年11月28日（土）	和歌山市	令和2年12月15日（火）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	（個別面接、論文試験） 令和3年1月6日（水）	和歌山市	令和3年1月15日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

## 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験40題を全問必須解答とする。	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験30題を全問必須解答とする。	2時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工等
林学職	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等

## 5 受験手続及び受付期間

## (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度和歌山県職員採用I種（総合土木職、建築職、林学職）試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

## (2) 受付期間

令和2年10月6日（火）午前10時から同年11月2日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

## (3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和3年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円(令和2年4月1日現在)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付の手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党田辺市支部	大沢広太郎	主たる事務所の所在地	田辺市稲成町3006番地	田辺市文理2丁目32-1	令和2.8.25

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
東牟婁郡医師連盟	覺前哲	代表者	覺前哲	宮本岳	令和2.4.1

		会計責任者	辻内和司	榎本憲博	令和 2.4.1
MELON和歌山社会 活動委員会	清水輝彦	代表者	清水輝彦	伊藤彰広	令和 2.8.16
		会計責任者	岩本寿白	清水輝彦	令和 2.8.16
私鉄御坊南海バス 交通政策研究会	森岡大海	代表者	森岡大海	小山三吉	令和 2.9.8
		会計責任者	山田祥之	森岡大海	令和 2.9.8
伊都医師連盟	奥野孝	主たる事務所の 所在地	橋本市御幸辻148-1	橋本市高野口町名倉186- 1	令和 2.6.1
		代表者	奥野孝	松浦良光	令和 2.6.1
玉井のぶゆき後援 会	中川清次	代表者	中川清次	岡昌美	令和 2.8.31

## 和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
立憲民主党和歌山県連合	谷口和樹	令和 2.9.14
国民民主党和歌山県総支部連合会	岸本周平	令和 2.9.11
国民民主党和歌山県第2区総支部	岸本周平	令和 2.9.11
国民民主党和歌山県第3区総支部	岸本周平	令和 2.9.11

## 和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	公職の種類 (第1号)	公職の候補 者の氏名	公職の種類 (第2号)	届出年月日



藤井幹雄後援会	藤井幹雄	藤井静雄	伊都郡かつらぎ町 笠田東395	衆議院議員	藤井幹雄	衆議院議員	令和 2.9.1
---------	------	------	--------------------	-------	------	-------	-------------

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
真造賢二後援会	山崎崇	二葉久弥	日高郡みなべ町東本庄1298番地	令和 2.8.21
和歌山県改革協議会	藤原慎一郎	上田清之	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5階	令和 2.8.26
おわ正之後援会	山崎知行	福永真弓	岩出市根来657-31	令和 2.8.31
細川安弘後援会	井出豊	井出典男	日高郡みなべ町筋174	令和 2.9.3
棒引清後援会	北谷清治	松本貢	日高郡みなべ町清川2792	令和 2.9.8
山本秀平後援会	竹中由郎	崎山貴文	日高郡みなべ町晩稲505-1	令和 2.9.9

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和2年9月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和2年10月6日

和歌山県収用委員会会長 山崎和成

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（美里2バイパス・和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原地内から同町赤木字井原上地内まで）及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原	634番3	山林	山林	1,123	1,123.35	94.64	28.85	登記名義人 (亡)田口重義  上記法定相続人 田口佐智子 (持分2分の1)	和歌山県海草郡紀美野町大角569番地	—	—	—

							鳥羽恵子 (持分4分の1)	和歌山県和歌山市塩ノ谷28番地2		
							田口陽子 (持分4分の1)	和歌山県海草郡紀美野町大角569番地		

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、令和2年9月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和2年10月6日

和歌山県収用委員会会長 山崎 和成

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事(美里2バイパス・和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原地内から同町赤木字井原上土地内まで)及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県海草郡紀美野町大角字萱場	373番1	畑	畑	1,438	1,438.63	1,012.48	50.20	田口陽子	和歌山県海草郡紀美野町大角569番地	—	—	—
	405番1	畑	畑	1,232	1,232.07	706.29	19.75					
	407番1	畑	畑	656	656.88	496.55	5.12					

監査公表

和歌山県監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準(令和2年和歌山県監査公表第10号)に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月6日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
 和歌山県監査委員 河野 ゆう  
 和歌山県監査委員 秋月 史成  
 和歌山県監査委員 川畑 哲哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和2年8月20日
総務部	令和2年8月19日
企画部	〃
環境生活部	令和2年8月18日
福祉保健部	令和2年8月19日
商工観光労働部	令和2年8月17日
農林水産部	令和2年8月18日
県土整備部	令和2年8月17日
会計局	〃
県議会事務局	〃
人事委員会	〃
労働委員会	令和2年8月20日
選挙管理委員会	令和2年8月19日
監査委員	令和2年8月20日
教育委員会	令和2年8月17日
公安委員会	令和2年8月18日

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

農林水産部

## ア 農林水産総務課

(ア) 収入調定票の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

## (2) 注意事項

総務部

## ア 市町村課

(ア) 平成30年度に支出すべき委託契約において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

## ア 情報政策課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達に係る見積書を徴する決裁において、決裁権者の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 移住定住推進課

(ア) 契約保証金の受入れ前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 和歌山県ふるさと定住センター運営業務委託に係る支出負担行為の決裁について、合議区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

環境生活部

## ア 環境生活総務課

(ア) 寄附金受入れの決裁について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 県民生活課

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 必要のない支出負担行為の増減を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 台風19号災害ボランティアバス運行業務において、契約保証金の受入れ前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(地域福祉増進事業分)に係る生活福祉資金貸付原資の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、今後適正に処理されたい。

イ 子ども未来課

(ア) 和歌山県結婚意識に関する潜在的要因調査業務委託について、契約保証金の受入れ前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

ウ 障害福祉課

(ア) 心身障害者扶養共済掛金の調定において、減免対象者の分を含めて調定している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 医務課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 報償費の支払において、法人から誤って所得税を源泉徴収している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 健康推進課

(ア) 平成30年度国民健康・栄養調査委託費の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、今後適正に処理されたい。

カ 国民健康保険課

(ア) 令和2年2月議会で補正すべき令和元年度国民健康保険特別会計補正予算27億7,586万8千円を、令和2年3月31日に知事専決処分し、令和2年4月県議会臨時会において、報告を行っていたので、今後このようなことのないように予算管理に万全を期されたい。

(イ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 移動方法を誤り、誤った旅費を支給していた。

b 早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず、早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

(ウ) 普通旅費において、旅行命令簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 随時の資金前渡において、口座名義が前任の資金前渡職員のまま支出している事例があったので、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 企業振興課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間

帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 企業立地課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 観光振興課

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 観光交流課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農林水産総務課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ウ 果樹試験場

(ア) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 果樹試験場うめ研究所

(ア) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 畜産試験場

(ア) 歳入金収納において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 出納員及び収納員でない職員が歳入金を収納していた。
- b 現金領収証書を実際に収納した日で発行していなかった。

(イ) 特許出願に係る支出について、請求額が適正であることを確認できる書類等を受領していなかったため、適正に処理されたい。

カ 林業試験場

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、居住地発着(直行・直帰)の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

キ 食品流通課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ク 果樹園芸課

(ア) 日本一の果樹産地づくり事業補助金について、実績報告書等の審査が不十分であったので、適正に処理されたい。

ケ 畜産課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を

行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 返却年月日及び管理者確認年月日の記載が誤っていた。

b 返却年月日及び管理者確認年月日の記入が漏れていた。

県土整備部

ア 県土整備総務課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 書類等運搬業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 検査・技術支援課

(ア) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 用地対策課

(ア) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 道路政策課

(ア) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

オ 河川課

(ア) 重要物品の購入に係る支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 河川敷地の不法占用については、令和元年度末で8件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

カ 下水道課

(ア) 和歌山県下水道事業促進整備交付金に係る支出負担行為について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

キ 建築住宅課

(ア) 県営住宅入居者アンケート集計業務委託について、契約保証金の受入れ前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

ク 公共建築課

(ア) 浄化槽取替工事において、当初の契約金額の3割を超えて増額変更されているにもかかわらず、契約保証金が増額されていない事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 港湾空港振興課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 繰出金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

コ 港湾漁港整備課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理された

い。

会計局

ア 会計課

- (ア) 国庫返還金納付事務において、納付書発行手続を行っていなかったため延滞金が発生している事例があったので、今後適正に処理されたい。
- (イ) 支出負担行為の決裁において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 報償費の支出票審査において、支出命令額を誤り、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 総務事務集中課

- (ア) 報償費の支出票起票事務において、支出命令額を誤り、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 県立学校教育課

- (ア) 「和歌山・海プロジェクト」ヨット等体験会業務委託について、精算戻入の事務処理が遅延していたので、適正に処理されたい。
- (イ) 補助金の交付事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
  - a 交付申請及び実績報告について、決裁区分を誤っていた。
  - b 収支予算書及び収支決算書の審査が不十分であった。

公安委員会

- (ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。